



障害が1級の場合

障害が2級の場合

障害が3級の場合

障害厚生年金  
(1級)

報酬比例の年金額(※1)  
×1.25

障害厚生年金  
(2級)

報酬比例の年金額(※1)

障害厚生年金  
(3級)

報酬比例の年金額(※1)

障害手当金  
(※3)

配偶者の  
加給年金(※2)

配偶者の  
加給年金(※2)

障害基礎年金  
(1級)

障害基礎年金  
(2級)

子の加算(※2)

子の加算(※2)

初診日に  
**厚生年金**に  
加入  
している

支給

障害基礎年金  
+  
障害厚生年金

初診日に  
**国民年金**に  
加入  
している

支給

障害基礎年金